

第14次労働災害防止計画

江戸川労働基準監督署

労働災害防止計画とは、労働災害を減少させることを目的に、国が取り組む事項を定めた計画であり、厚生労働大臣が策定した第14次の「労働災害防止計画」を踏まえて、東京労働局では「第14次東京労働局労働災害防止計画」を定め、「トップが発信！みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」」をキャッチフレーズとして、計画達成（労働災害の減少）を目指します。

当署としても、「第14次東京労働局労働災害防止計画」を踏まえて、事業場における自主的な安全衛生活動を通じて

労働災害防止活動を推進し、労働災害を着実に減少させる

労働者の健康確保対策と快適な職場環境の形成を図る

ことを目的に、事業者や関係団体等の協力を得ながら管内の安全衛生水準の向上に努めていくこととします。

当署の現状と課題

令和4年における労働災害による死傷者数

死亡者数 : 5人

死傷者数 : 477人 (休業4日以上、以下同じ)

労働災害の死傷者数は近年400人前後で推移していましたが、令和4年は大幅に増加しました(450人を超えたのは平成26年以来8年ぶり)。運輸交通業、建設業、商業等の割合が高く、特に第三次産業における労働災害の発生件数は年々増加傾向にあります。

計画の期間

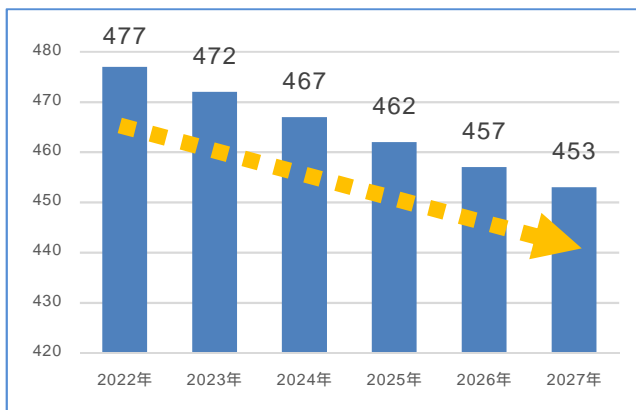
2023(令和5)年度を初年度として2027(令和9)年度までの5年間

計画の目標

原則として東京労働局第14次労働災害防止計画で示しているアウトカム指標に準じて期待される結果を目標値とするが、当署では特に以下を強調する。

1. 死亡及び死傷災害の着実な減少

2027年までの間、死傷災害を経年的に減少させる目標の数値を以下のとおり設定する。



期間中の死亡災害の目標

死亡災害を発生させない

(当署では死亡災害0を目指します)

期間中の死傷災害の最終目標(2027年)

453人以下とする

(2022年と比較して5%減少を目指します)

とりわけ、**運輸交通業における死傷災害を、2027年において106人以下とします。**
(2022年の112人から5%減少を目指します)

2. 労働者の健康確保対策及び快適職場の形成の促進

過重労働による健康障害、職場のストレス等による作業関連疾患を減少させる。

災害性腰痛等の職業性疾病を減少させる。

* 計画の達成を目指し、第14次東京労働局労働災害防止計画に示す取組を積極的に推進していきます。